

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年４月から９月までの半年間で１０万件を超え、昨年度１年間のおよそ２６倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 1、住居確保給付金の支給期間（最長９か月）の延長、公営住宅入居要件となる収入水準の引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準まで引き上げるなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2、住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保困難者が、現在住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3、住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 4、刑務所を出所後の帰住先の調整がつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 5、住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確にし、抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和２年１２月１５日

広島県府中市議会